まちづくりメールニュース

Vol. 210
(H25. 7. 8)
北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

今号の記事

○ 全国街路事業コンクールで札幌と稚内が受賞
○ 「先導的都市環境形成促進モデル事業（交通分野）」に関する提案募集
○ 平成２５年度「手づくり郷土（ふるさと）賞」募集中！
○ 「地方都市リノベーション事業の活用に向けた説明会」の開催
○ 津波防災まちづくりの計画策定に係る指針の策定について

各項目の○をクリックすると各項目見出しにジャンプします

まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、まちづくり相談窓口（メールはこちら）まで

※配信希望は随時受け付けております。

全国街路事業コンクールで札幌と稚内が受賞

～札幌駅前通地下歩行空間整備事業・稚内駅周辺整備事業～

優れた街路整備事業を表彰する「第２５回全国街路事業コンクール」で、札幌市が整備した「札幌駅前通地下歩行空間整備事業」と北海道が整備した「稚内駅周辺整備事業」が特別賞を受賞しましたので、ご紹介します。

※全国街路事業コンクールとは、全国街路事業促進協議会が主催し、国土交通省が後援するコンクールで、望ましい街路事業の推進と整備基準及び技術水準の向上を図ることを目的として、平成元年度から毎年開催しています。今回は２６事業が応募し、１１事業が受賞しました。

札幌駅前通地下歩行空間整備事業

本事業は、札幌駅周辺地区と大通駅周辺地区の商業圏を結ぶため、地下歩行空間を新たに整備したもので、都心における回遊性を高め、商業活動の活性化を目指すとともに、四季を通じて安全で快適な歩行空間を確保します。

さらに沿道ビルとの地下接続や歩行空間の両側に設置した「広場」において、多様な活用を行うことにより、訪れる人々が憩い楽しめる空間を創出し、都心全体の魅力と活力の向上に寄与するものです。（整備効果等はこちら）

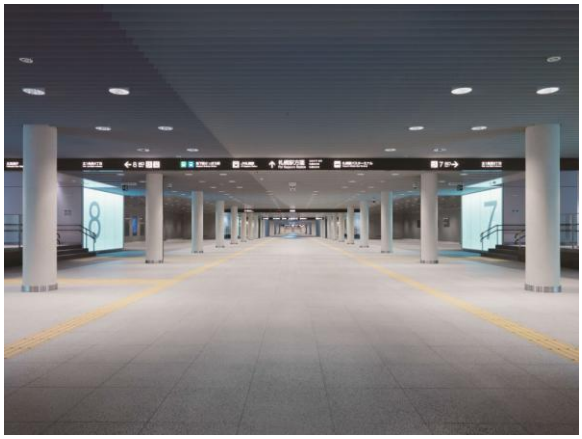

【幅員20m（歩行空間12m＋憩いの空間4m×2】

【憩いの空間の活用】

【憩いの空間の活用】市民活動・物産展・イベントなど多彩な祭事に利用され、賑わいを創出

【表彰理由】

本事業は、都心部の２駅を新たに地下で結ぶことで、歩行者の安全性の向上をはじめ、賑わい空間を創出することで商業活動の活性化が図られたほか、整備には、様々な工夫がなされ、利用者の利便性が高められていることが評価されました。

これを契機に、今後、周辺での整備が促進することで、地域の更なる発展に期待が寄せられます。

稚内駅周辺整備事業

かつての賑わいのある中心市街地とすることを目的とした稚内駅周辺整備は、鉄道・バス・タクシー・自家用車などの各種交通を結節することにより、円滑な交通機能を確保し、安全性を向上させるほか、関連施設と一体的な環境空間を創出するものです。

これにより、駅前広場のロータリー化による車両交通円滑化、周辺建物へのアクセス向上、住民参加スペース創出等が達成されました。（整備効果等はこちら）

整備前

駅前広場を一体的に整備し、イベント等も開催

広場通路のロータリー化により車両の交通を円滑化

各種交通の結節により、円滑な交通機能を確保

建物内にある地域交流センター内のまちなか情報コーナー

その他、昨年７月、稚内駅周辺地区の整備事例を紹介したメールニュースのバックナンバー(vol.198)はこちらです。

【表彰理由】

本事業により、道路、鉄道、港湾などの交通結節点として、各施設への交通アクセスをはじめ、歩行者の安全性も向上させるなど交通機能を集中的かつ充実を図ったことが評価されました。

また、観光地としての活気を取り戻すため、玄関口として相応しい都市景観や新たな賑わい空間を創出したほか、多くの事業と連携し、一体的に整備することで利便性を高めたことも評価されました。

平成 25 年度先導的都市環境形成促進事業「先導的都市環境形成促進モデル事業（交通分野）」に関する提案の募集について

我が国では、CO2 総排出量の約２分の１が主として都市活動に起因していることから、都市政策として環境対策に取り組むことが急務となっており、市街地における公共交通の利用促進や自動車利用の抑制による自動車交通分担率の低減などを効果的・効率的に推進する必要があります。

国土交通省では、自動車流入を抑制する街区づくりや環境負荷の低減に資する都市内の交通手段導入など、交通分野のCO2削減に資する取組を推進する**「先導的都市環境形成促進モデル事業（交通分野）」**の提案を募集しています。

○応募受付期間　　平成25 年6 月17 日（月）～平成25 年7 月31 日（水）

○詳細は国土交通省ＨＰを御覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000009.html

平成２５年度「手づくり郷土（ふるさと）賞」募集中！

「手づくり郷土（ふるさと）賞」は、地域の魅力や個性を創出している社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、国土交通大臣が認定及び表彰する制度です。

現在、平成２５年度の「手づくり郷土（ふるさと）賞」の募集を行っています。地域づくりに取り組む活動団体、地方公共団体のみなさまのご応募をお待ちしております。

○募集期間：平成２５年６月２８日（金）～平成２５年９月２日（月）

○表彰内容

「手づくり郷土賞（一般部門）」

地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりのある優れた地域活動が一体となった成果

「手づくり郷土賞（大賞部門）」

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞したもののうち、一層の発展のあった成果（たとえば、これまでに受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含み内容が更に充実している成果、これまでに受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を核とした周辺エリアを含む成果など）

なお、選定された成果については、応募団体に認定証を授与するとともに、好事例としてホームページなどを通じて広く全国に紹介する予定です。

○応募団体

社会資本*を有効活用し地域づくり等に取組む活動団体が単体、又は社会資本を管理する地方公共団体（都道府県、市区町村）との共同で応募してください。

*原則として社会資本は国土交通省が所管するもの

○応募方法

募集期間内に、応募資料（応募用紙、参考資料及び自己ＰＲ画像）を提出してください。

なお、詳しい応募方法・提出先については、こちらのＵＲＬをご覧ください。

http://www.hkd.mlit.go.jp/kanribu/chosei/youkou.html

○過去の受賞内容については、こちらのＵＲＬをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tedukuri/former_list/former_list.html

○お問い合わせ先

北海道開発局開発監理部開発調整課　担当：二木

TEL 011-709-2311（内線 5473）

平成２４年度伝達式の様子：

活動団体所在地にて認定証伝達式を開催します。

「地方都市リノベーション事業の活用に向けた説明会」を開催しました

地方都市では、人口減少と高齢化、地場産業の停滞などにより、地域の活力が低下しており、経済社会情勢の変化に対応した都市の再構築（リノベーション）が求められています。

地方都市リノベーション事業は、地方都市の既成市街地において、既存ストックの有効利用及び民間活力の活用を図りつつ、持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域に必要な都市機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等）の整備・維持を支援し、地域の中心拠点・生活拠点の形成を推進することによる、地域の活性化を目的としています。

そこで、国土交通省北海道開発局では、昨年度創設された本制度の更なる活用に向けて、地方都市リノベーション事業の活用を検討されている自治体の実務担当者等を対象に、「地方都市リノベーション事業の活用に向けた説明会」を開催しましたので、ご紹介します。

○配付資料はこちらです。→①制度説明資料、②パンフ、③ 民間まち再生戦略(案)の検討(ガイダンス)

対象地区

中心拠点地区	●人口集中地区（DID）（※今後の直近の国勢調査で人口集中地区に含まれると見込まれる地域も含む。） ●鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数が**片道３本以上**）から**半径１km** の範囲内 又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数が**片道３本以上**）から**半径 500m**の範囲内 ●**公共用地率 15%以上** （※今後、公共用地率が 15%以上となることが確実である地域も含む）
生活拠点地区	「生活拠点区域」は、「中心拠点区域」を設定し、かつ、生活拠点施設の整備を行う場合に限り、区域設定可能 ●中心拠点区域に接続するバス・鉄軌道の停留所・停車場から**半径 100m**の範囲内 ●中心拠点区域の中心から**半径５ｋｍ**の範囲内 ●市街化区域内、又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内

※三大都市圏にある政令指定都市及び特別区は本事業を適用できない

▲TOP

津波防災まちづくりの計画策定に係る指針の策定について

我が国では、南海トラフ巨大地震をはじめとする海溝型地震が、近い将来高い確率で発生する可能性があると言われており、津波被害が予想される沿岸地域においては、津波に強いまちづくりを早急に進めることが求められています。

国土交通省では、このような状況を踏まえ、高台や津波避難ビル等に避難できない地域の抽出方法や、避難施設の配置計画の考え方、その施設の効果を視覚的にわかりやすい形で確認できるシミュレーション手法等をとりまとめた「**津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第１版）**」を策定しました。

この指針は、東日本大震災における避難実態調査の分析結果等を踏まえ、避難路、避難施設等の配置など市街地のあり方を中心に津波に強いまちづくりを検討するための方策を整理したものであり、これを活用して、地方公共団体による実効性のある津波防災対策の立案を支援していくものです。

○指針の本文は国土交通省ホームページに掲載しています。
http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000031.html

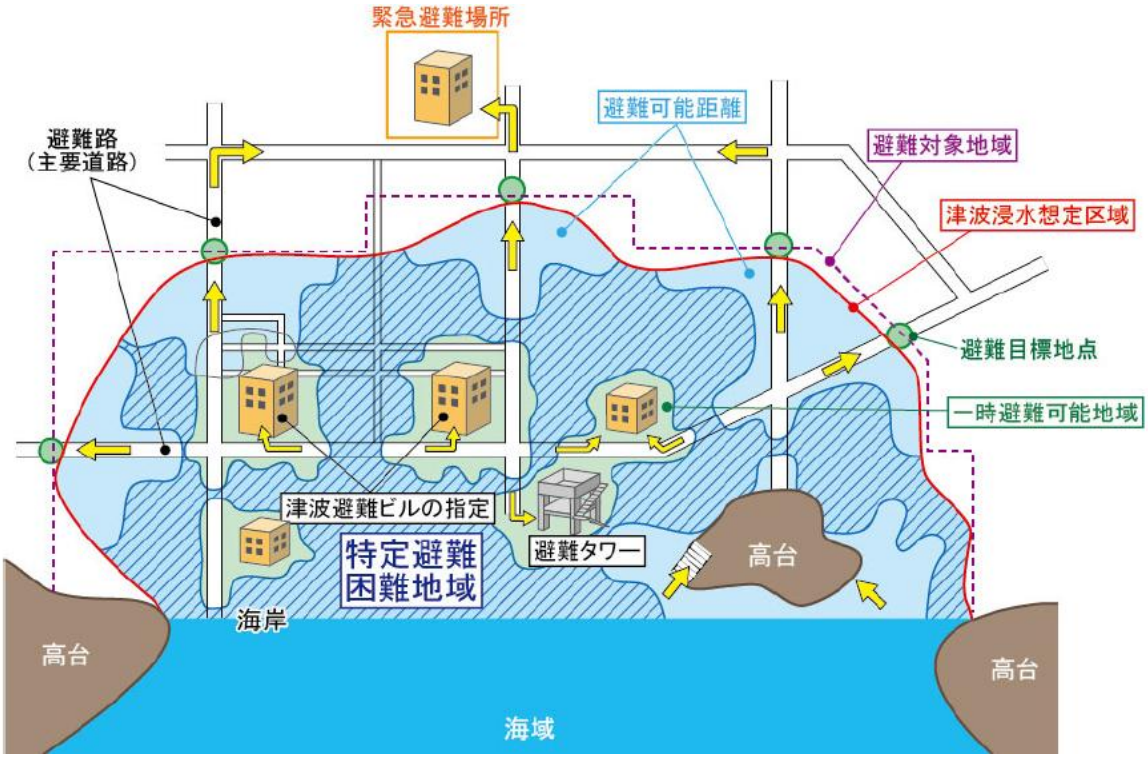

特定避難困難地域と特定避難困難者数の推計結果のイメージ

▲TOP